

〈原著論文〉

興望館セツルメントにおける吉見静江

——保育事業を手がかりとした一考察——

田 澤 薫

抄 録

吉見静江は、児童福祉法の成立と同時期に厚生省児童局保育課の初代課長となり、児童福祉法施行から『保育児童のケースワーク事例集』刊行に至る保育所の確立期に、12年間にわたり所轄課の課長で在り続けた。そのため、保育行政の源流をたどろうとすると、吉見静江の検討は不可欠である。吉見は、厚生省入職前に興望館セツルメントの館長を務めていた。このことから興望館セツルメントにおける保育事業での吉見の仕事を整理し、吉見が保育内容には口を出さずに、ソーシャルワークの技法を用いた利用者の主体性の尊重と子育て家庭の支援に専心したことを明らかにした。

キーワード：吉見静江，興望館，児童福祉法，厚生省児童局，保育所

1. はじめに

近年の保育制度の改変をどう捉えるかは、今日の保育に関わる誰しもが直面している問いである。そこで、筆者は、その手がかりを得るために、1947年12月に成立した児童福祉法を紐解き、保育所が同法のもとで児童福祉施設の一つとして新設された当初に立ち返って検討することにした。日本の社会では、第2次世界大戦の前から託児所等による集団保育の実績があったばかりでなく、城戸幡太郎が牽引する保育問題研究会の活動が起り託児から「保育」という概念への転換を図る努力もなされていた。しかしながら、児童福祉法が保育所を制度として新たにおいたとき、保育行政は白紙に近く、保育問題研究会の実績の延長に位置付くものでもなく、また文部省の幼児教育からの展開として位置付くものでもなかった。

それでは、全国の保育所はどう運営されたのだろうか。制度の成立と、事業の確立は別である。児童福祉法が保育所を規定したところで、自ずと保育が行われるわけではなかっただろう。

筆者はこうした課題認識に立ち、まずは「措置」制度に着眼した検討を行い⁽¹⁾、次いで、保育要領等の行政の方向付けを検討してきた⁽²⁾。その際に鍵人物として浮上したのが吉見静江（1897-

1972)⁽³⁾である。

なぜ、吉見静江が鍵人物なのか。それには、以下の3点が根拠として挙げられる。まず、文部省の幼児教育内容調査委員会の一員として、1947年2月より『保育要領—幼児教育の手びき—(試案)』⁽⁴⁾(以下、『保育要領』)策定に参画した。なお、吉見は会の始まりには興望館長であったが、解散時には厚生省児童局保育課長であった。厚生省からは他に保育者出身の副島ハマが参加している。第2に、中央社会事業委員会委員の一人として、1946年12月から「児童保護法案」の協議に加わった⁽⁵⁾。いうまでもなく、児童保護法案は児童福祉法の原案である。なお、このときの吉見も興望館長として参加であった。第3に、厚生省児童局に保育課が新設されるに伴い初代課長となり、1947年12月から1959年にわたり在職した。つまり、児童福祉法施行から『保育児童のケースワーク事例集』刊行にわたる保育所確立期に、所轄課の課長で在り続けた。

以上によって、現代日本の保育行政を考える際に、吉見静江が保育をどのように捉えていたかを整理する作業は必須と考えられる。そこで、本稿では、吉見の保育理念の基盤を明らかにすることを目的として、吉見が厚生省に入職する前に保育と関連をもっていた興望館セツルメントにおける吉見について、保育事業を手がかりに探りたい。この試みは、いうまでもなく、大きく変容しつつある保育を制度の源流から問い直す基礎研究の一部である。

2. 研究の視点および方法

1947年以降に保育所保育が具体化された中で核として位置づいたのが、吉見静江とみられる。その吉見が、「保育」の仕事を経験したのは、興望館セツルメントにおいてである。そこで、ここでは、吉見の仕事に着目しながら興望館の保育事業と吉見について考察したい。

吉見と興望館セツルメントの関わりを外側からおさえ、吉見と厚生省児童局の関わりも外側からおさえた上で、作業は次の2領域がある。すなわち、第1に、興望館セツルメントにおける吉見を、興望館の第1次資料等に依りながら明らかにすることである。そして第2に、第1で整理された立場において吉見が果たした成果の具体に目を向けることで吉見の保育理念を見出すことである。この作業は、吉見課長による保育行政を読み解く基礎となる。

ここでは、『興望館セツルメント七五年の歴史』⁽⁶⁾等の興望館による刊行物および興望館所蔵の第1次資料等を用いる。

3. 研究結果

まず、図表1をもとに、吉見静江と興望館セツルメントの関係を概観しておきたい。

1) 吉見静江と興望館セツルメント

吉見静江は、1919年に日本女子大学の英文科を卒業し、教職に就いた。同じ年に、外国人婦人宣教師と宣教師の妻たちから構成される日本基督教婦人矯風会外人東京支部が、東京の本所（現在の墨田区）に興望館セツルメントを開設した。外国人宣教師の日本語教師を務めた縁で吉見は見込まれ、興望館から派遣されてニューヨークの社会事業学校に2年間学びに行った。現在までの研究では、このときに吉見が何を学び取ってきたかは、吉見が通った学校の教育課程の内容および吉見自身が身につけた事項の双方について明らかになっているとは言い難い⁽⁷⁾。しかし、「興望館実践をたどっていくと、吉見静江が2年間にわたって米国で学んだソーシャルワークの専門性やアメリカのハルハウスに代表されるセツルメントモデルが基底にあることが感じられる」⁽⁸⁾という評価もみられ、吉見のニューヨーク社会事業学校での学びが、ソーシャルワークへの開眼と共に、アメリカという国への理解をもたらしたと考えられる。特に、アメリカ理解については、ハルハウスをはじめとする同時代の先駆的なソーシャルワーク実践に連なる事項ばかりでなく、第2次世界大戦の戦中や敗戦後の混乱期に、東京空襲の予見と保育疎開の決断・民間社会事業と国家施策との関連への見解を吉見に可能ならしめる土台となっただろう。

図表 1：吉見静江の業績と興望セツルメントの関連年表

	吉見静江（生 1897-1972 没）年譜 ⁽⁹⁾	興望館セツルメント（1919～）
1919	日本女子大学英文科卒業 富山県立女子師範学校並附属高等女学校教員	日本基督教婦人矯風会外人東京支部が 興望館セツルメントを開設
1920	日本女子大学英語別科教員	
1921	埼玉県立川越高等女学校教員 松宮日語学校教員	
1923		関東大震災後に保育施設復興
1927	興望館セツルメントより派遣され、NY 社会事業学校で「社会事業及び経営法を勉学」 ⁽¹⁰⁾	
1928		南葛飾郡寺島町（現在の墨田区京島）移転
1929	帰国後9月、興望館館長就任 吉見による三大方針「1. 教育 2. 救済 3. 保健」 ⁽¹¹⁾	
1941		日本基督教婦人矯風会外人関東支部解散
1943		財団法人 興望館として認可
1946	日本社会事業協会理事	
1947	児童福祉に関する中央常設委員会委員 文部省幼児教育内容調査委員会 厚生省児童局保育課長(12月22日に厚生事務官(二級))	

1952		社会福祉法人 興望館として認可 (現在に至る)
1954	保育課が母子福祉課に組織変更のため母子福祉課長	
1959	社会福祉法人茅ヶ崎学園理事長・園長	

2) 戦後の保育所に関する行政および吉見静江

次いで、第2次大戦後に児童福祉法が成立したことによりスタートした保育所の運営に関わる行政と吉見静江がどのように関連しているか、図表2を手がかりとして概観しておきたい。

図表2：戦後の保育所行政の動向と吉見静江のはたらきに関する年表

	戦後の保育所行政の動向	吉見静江年譜
1946	保育所法案要綱案 (1946.5.17) ⁽¹⁴⁾	中央社会事業委員会委員
1947	厚生省に児童局設置・児童福祉法成立	文部省幼児教育内容調査委員会委員 興望館退職, 理事 ⁽¹⁵⁾ 児童局保育課長
1948	児童福祉法施行 『保育要領—幼児教育の手びき—(試案)』文部省 (1948.3) 保母養成施設の設置および運営に関する件 (1948.4 厚生省児童局長通知105) 児童福祉施設最低基準 (1948.12 厚生省令 63) ⁽¹⁶⁾	
1950	『保育所運営要領』(1950.3 厚生省児童局, 中央社会福祉協議会)	同局母子保健課長 単著刊行
1952	『保育指針』(厚生省児童局, 1952.3 日本児童協会)	
1954	『保育の理論と実際』(厚生省児童局, 1954.3 全国社会福祉協議会連合会) 『保育所の生活指導』赤城書房 (吉見静江単著)	
1957	『保育児童のケースワーク事例集』(厚生省児童局) 『児童のケースワーク事例集』(厚生省児童局監修 1949~年刊)と同様の形式。厚生省児童局の呼びかけに応じて全国の保育所の保母が日常の実践から「保育児童のケースワーク」事例を提出した中から、厚生省児童局が事例を選出し、同時代の保育を支えていた局内外の識者が評釈をつけて編纂した。『第三集』まであわせて計62編の事例が掲載	
1958	『保育児童のケースワーク事例集第二集』(厚生省児童局)	
1959	『保育児童のケースワーク事例集第三集』(厚生省児童局)	退官 茅ヶ崎学園創設

児童福祉法が成立した時点で、保育所の保育を方向付けるものは1947年に文部省が編纂した『保育要領』を措いて何もなく、同書が託児所や保育所にとっても唯一の指針を示すものであった。ま

た、先に触れた通り同書の策定には厚生省からも吉見と副島が参画していた。ところが、厚生省側がこの『保育要領』をもってよしとしていなかったことは、副島が後年「文部省側の『保育要領』は参考にすることはできても、新しい児童福祉の理念をどう盛り込んでいくかは保育所独自の課題であり、一番苦心したところでした」⁽¹²⁾と、「保育所独自の課題」という表現を用いて述べていることから明らかである。副島によれば、「当時の保育課長吉見静江先生は、ご自分の専門であるケースワークを保育の中にもとり入れ、福祉をベースにして、教育ももりこもうと苦心していたように思います。そして私といろいろ論議しながら、企画しまとめていかれたことを思い出します」⁽¹³⁾ということで、吉見と副島ら厚生省の担当者たちが、文部省の保育理解からの乖離を意識し、「保育所独自の課題」の自覚していたことがわかる。当然ながら、「保育所独自の課題」とは何か、という問いが生まれるが、これについては、副島の言葉をヒントとすれば、「保育所独自の課題」を吉見の専門であるケースワークに教育を加えて模索していたと考えられる。

吉見が保育課長に在任していた12年間に、児童福祉法施行、児童福祉施設最低基準、保育所運営要領、保育指針が出され、法令を補う『保育の理論と実際』『保育児童のケースワーク事例集』が刊行された。単著『保育所の生活指導』はこれらと内容的に一貫性がみられ、「保育所独自の課題」は「保育所の生活指導」論として、ここに結実したとみてよいだろう。

保育施設の制度化については、児童福祉法より前に保育所法案要綱案が検討されていたことがわかっており、戦後の混乱期に、働かざるを得ない乳幼児の母親が多い現実を踏まえて保育施設の整備は喫緊の課題であったと知れるが、この時点では保育される乳幼児の主体性は全く議論に上がっていない。それが、児童局による法令および文献をたどれば、児童福祉施設最低基準が策定される段階では、『保育要領』に示された保育内容の上に、子育て家庭の支援を謳う内容が盛り込まれるようになる。また、1952年の『保育指針』では、乳幼児および保護者に対する支援の方法について、「七 保育の実際における問題」としてケースワークやグループワークと結付けて論じられている。1954年の『保育の理論と実際』は第10章が吉見静江が担当した「個別指導」の章で、「個別指導或はケースワークが……」と書き出されている。「保育の個別指導はケースワークである」と考える吉見の実践理念が、厚生省が考える保育所保育の姿として広く社会に発信されている。

3) 興望館における吉見静江の位置

1947年末以降は厚生省で上記の活躍を果たした吉見静江であるが、それ以前は18年以上にわたり興望館セツルメントの館長であり続けた。興望館セツルメントにおいて、吉見はどのような役割を果たしたのか、次に考えてみたい。

まず、吉見は興望館では着任当初から一貫して管理職であった。すなわち、直接、保育には携わっていなかった。興望館セツルメントには常に「保母」が雇用されていた。また、9月2日（月）に始まる2学期から吉見が着任した1929年度の「保育日誌」が残っているが、それには以下のよう

な記載がある。

1929年9月2日(月)「新しく園長吉見先生を迎えて実る秋のよき収穫を得る事を期して幼稚園を始める」

1930年2月8日(土)「お庭で吉見先生に写真をとって頂く」

2月14日(金)「……自画ママ遊びの時に七匹の小山羊の劇をして皆にみせた お芝居お芝居と云って吉見先生のママお呼びして大喜びだった」⁽¹⁷⁾

吉見が最初の日から「園長先生」として登場し、日常の保育に携わる保育者とは別の役割を担い、「写真をとって頂く」「劇をみせるのにお呼びする」ような特別の存在であることがわかる。

第2に、吉見はいわゆる保育者ではない。「保育」を学んだことはなく、また「保育」実践経験はない。吉見の専門は、セツルメント⁽¹⁸⁾なのである。さらに言葉を進めれば、社会もまた、吉見を保育の専門家ではなくセツルメントの専門家と認識していた面がある。一例を挙げれば、吉見は1932年より中央社会事業協会隣保事業研究委員会委員を務めていた⁽¹⁹⁾が、「常設保育所施設標準」策定を担った同協会隣保事業並保育事業協議会保育事業研究委員会には名を連ねていない⁽²⁰⁾。

付言ながら、興望館も一興望館の自己認識においては単一の「保育所」ではない。「興望館とは…基督教婦人により経営される隣保館であります」と「パンフレット」⁽²¹⁾にあるように、興望館は保育事業を含むセツルメントであった。おそらくはこのこととも関連があるだろうが、興望館セツルメントでは、保育事業について「幼稚園」と自称していた。もちろん、社会事業として事業報告書が提出され、内務省等からの補助金の対象となっており、自他ともに社会事業としての託児事業と認識されていたとみられる。1935年6月19日理事会記録には「the Day Nursery (previously called Kindergarten)」と、「保育所(以前は幼稚園と呼ばれていた)」という意味の記載⁽²²⁾があり、旧職員が後に述懐したところによれば、「社会福祉事業法が施行されてから、託児所は保育園となって認可され」という。「戦後の目覚ましい復興の時代に」、「明治学院大学が興望館の地域で行った意識調査でも、地域のほとんどの人が、興望館を保育園と認識していました」⁽²³⁾という報告も残されている。実際の保育も、「幼稚園は七月二十五日より休み。幼児と小さい人は夏中休みなく保育す。」⁽²⁴⁾、「幼児の健康診断を…120名診察する。…全部に結核の反応を調べた結果9名に反応が現われ」⁽²⁵⁾、「10月31日に向島区の保育団体11団体が連合して子供1123名、母親1000名程にて運動会を開催す。場所は国民学校を借りて区役所も総動員で援助され大盛會であった。」⁽²⁶⁾等、記録をたどる限りでも地域コミュニティのニーズに即応する福祉的な活動が見取れ、純粋な幼児教育の枠内に収まるものではない。それなのに「幼稚園」と呼び習わされていたのは、行政区分に合わせる必要性のある独立した施設ではなく、セツルメントの内部の一部門という認識の表れに他ならないだろう。

第3に、単著『保育所の生活指導』で主張されていた吉見静江の保育論（図表3）は、興望館の保育事業を形成する理論的根拠と一致する⁽²⁷⁾。

図表3：吉見静江著『保育所の生活指導』にみる保育理念

- ① 「第一 健康習慣の確立」
- ② 「第二 自立の生活態度を身につけさせる事」
- ③ 「第三 人々との生活の中に自身の立場を見出し、人の立場を認識し、人と場合（事態）とに適應していく態度を身につけさせる事」
- ④ 「成長は内部から起るもの」
- ⑤ 「家庭をおいてきほりにしないで協力体制」

図表3に示した5項目を評価指標として吉見の着任年度の「保育日誌」に臨むことで、吉見の着任した9月の夏休み明けの後において、吉見の保育理念に添う方向での変化が生じていたことが確認された。このことを説明したい。

そのためには、吉見館長以前の保育内容から見ておく必要があるだろう。

残されている保育日誌は、フレーベル館製のもので、幼稚園令で定められた幼稚園保育項目に沿った記入ができる様式のものであった。それを受けて、幼稚園保育項目である「遊戯 唱歌 観察 談話 手技」（幼児園例施行規則 大正15年文部省令17）に添う保育が行われていた。また、年齢別のクラス編成が行われ、「一の組」が年長児、「二の組」年中児、「三の組」が年少児と、東京女子高等師範学校の附属幼稚園が開園当初よりとっていたクラス分けの方法によっている。日々の保育は、合級活動としての「会集」「談話」「唱歌」等とクラス別設定保育「手技」等がバランスよく配されており、「談話」は「お伽話」「科学的なお話」「聖話」等を取り扱い、科学的なお話は観察や歌唱活動、製作活動への連続性にも心配りがなされている。

吉見着任時に在職していた保母（光福子と三浦マサエ）はアルウィン学園玉成保育専門学校の卒業生である。また、興望館セツルメントの初期の代表理事ブラックモアが東洋英和女学校長であったことから、前後には東洋英和の卒業生も保母として採用されている⁽²⁸⁾。保育日誌の「手技」または「その他」項目には恩物の活動内容が記されていることが多い。いわゆる「恩物中心の保育」とみられるが、保育内容はこれらの養成校での教育内容がベースとなっている可能性が高い。恩物中心の保育内容であった根拠もここに認められると考えられる。

ところが、夏休み明けの9月2日の月曜日に吉見園長が着任した直後から、幼稚園の保育記録には試行錯誤のあとが読み取れるようになる。以下にみてみよう。

1929年9月6日（金）「時間割を少し変へて暦の後すぐお仕事をすする」

9月13日（金）「……お仕事で何をしたいと聞くと、折紙とか絵とかを大抵選ぶ」

9月19日（木）「二の組で三種類の恩物を机の上に出して選ばせた所、大部分九恩を

取る。勇ちゃん丈け八恩物を選び、ちかちゃんだけ三、四恩物をとった」⁽²⁹⁾

1学期には、保育内容に幼児の気持ちが乗らず、指導の通りの成果が出せずに、結果的に保育者が注意したり叱ったりしたことが記録に残されている日も少なくなかったが、9月6日には、保育を振り返り、時間割を少し変更するという工夫がみられている。この園では、その日の主となる保育の内容を「お仕事」と呼ぶが、9月13日と19日には、保育者が幾種類かの心積もりと教材準備をしておいて、幼児の意思を汲んで取り組むお仕事を選択する場面が設けられている。

日誌によれば、このように、吉見が着任した後も保育内容そのものの変化はみられない。保育内容は相変わらず、日誌に枠組みされた項目にしたがって展開され、恩物が度々用いられている。しかし、明らかに、運用に変化がある。

この明らかな変化をどう理解するかということについては、当時の保母による述懐が手がかりになる。吉見が着任して間もなく入職して吉見の在任期間の前半にあたる「昭和初期5年から10年間」⁽³⁰⁾に保母として勤務した旧職員は、当時を振り返って「スタッフは吉見静江館長、保母3名、青少年クラブ指導者が男女（私）1名ずつ、後に訪問看護婦1名、用務員夫妻の総員で、男性以外は館内に宿泊していました。吉見先生以外は皆若い、福祉には全く未経験者で大責任を抱えた活動推進には戸惑うことばかりでした……」⁽³¹⁾と述べている。先述したように、興望館セツルメントは最初期から保母の有資格者をミッション系保育者養成校の卒業生から採用している。そのため、見方によっては吉見のほうが保育は「全く未経験者で」とみなされ得る状況であったが、職員は「吉見先生以外は皆若い、福祉には全く未経験者」と認識しており、吉見を精神的支柱として頼る面が大きかったとみてよいだろう。吉見のリーダーシップによるところが大きかったと推察される。

4. 考察と今後の課題

先に立てた問いに答えながら、現時点でのまとめを行いたい。

まず、児童福祉法で規定ができた保育所保育を厚生省の保育課がどう具体化しようとしたかという点に対しては、今回の整理で、吉見静江保育課長が担った保育行政における保育理念が、前職である興望館セツルメントの保育事業での経験と矛盾がないことが確認できた。また、保育内容については、吉見静江は、興望館においても保育課においても具体的な指示を行っていなかった。

吉見が課長職の最終時期に公刊した単著で示した保育理念は、興望館における実践の最初年度から確認され、吉見の仕事に1929年から1959年に及ぶ一貫性があることが示された。このことの保育所確立時期の保育行政理解における意味は大きい。

興望館での経験がその後の保育行政の基盤となったことが確認された上で、吉見の「興望館での

経験」に保育そのものは含まれないこと、吉見の認識において保育は単独の事業ではなくセトルメント事業等の子育て家庭を地域で支える営みとの密着した関連の中で捉えられていること、セトルメント理論を根拠として乳幼児期からの主体的な人格への深い信頼と尊重があることが確認された。

一方で、興望館における保育事業に関しても、保育内容や保育課程への吉見の参画は確認できなかった。このことは、吉見の保育理念が保育所の保育内容にいかに関与したかを検討する研究計画の変更につながる。吉見保育課長を追うことで、保育所保育の具体的な保育内容については明らかにはならないことが痛感された。

保育所に関する吉見の実践理念が、個々の利用者に対する向き合い方—これは「乳幼児理解」と「保護者理解」を含むものであるが—を含む施設運営や事業経営の方法論に偏っていることから、今後はいまいちど、児童福祉法が抱えた「措置」制度の保育所における意味と占領期における運用の実際を確認したい。以前の論稿で検討した「措置によらない者」は、積極的な意義をもたせて吉見が設定した概念であるという仮説に立ち、セトルメント理論と利用者の主体性を実現するという課題との双方から問い直したい。

付記

本稿は、日本保育学会第71回大会（宮城学院女子大学）において行った研究報告「吉見静江と保育所保育の理念—興望館セトルメント保育園でのこころみ—」（2018年5月12日）をもとに、当日受けた助言・意見を踏まえて再検討し、大幅に加筆修正を行ったものである。研究にあたっては、社会福祉法人興望館（野原健治館長）の全面的な協力を仰いでいる。また本稿は、平成29年度科学研究費（基盤研究C）（一般）「近現代日本社会における保育の公的責任性に関する史的研究」（課題番号25380766）の助成を受けた研究成果の一部である。また、平成30年度科学研究費（基盤研究C）（一般）「第2次世界大戦後の日本社会における保育所保育の確立に関する研究」（課題番号18K02163）の助成を受けた研究成果の一部も含まれている。ご助力くださった皆様に、記して感謝の意を表したい。

注

- (1) 田澤薫「保育の制度改革をめぐる史的検討—児童福祉法における措置制度と公的責任論を手がかりとして—」聖学院大学論叢26(1) 2013 15-28
- (2) 田澤薫「1948年「保育要領」にみる「家庭の保育」—保育とは何か—」聖学院大学論叢29(2) 2016 15-27
田澤薫「保育所保育の独自性の模索—『保育児童のケースワーク事例集』にみる幼児理解とソーシャルワーカー—」聖学院大学論叢29(2) 2017 1-14
- (3) 田澤薫「吉見静江館長時代の興望館セトルメントにおける「幼児の個別理解」：児童福祉法における保育の史的検討」聖学院大学論叢30(2) 2018 31-43
- (4) 保育要領は、副題に「幼児教育の手びき」と書かれ、「幼稚園における教師や、いろいろの施設

において幼児保育に当たっている人々や、家庭の母親たち」に向けて編纂された。

- (5) 吉見静江は小委員会のメンバーには入っていない。
- (6) 興望館創立75周年記念誌編集委員会編『興望館セツルメント七五年の歴史』社会福祉法人興望館 1995
- (7) 吉見自身が留学で得た知見をまとめた読み物に、吉見静江「アメリカの社会事業」コロムビア大学同窓会編『これがアメリカ』ジープ社 1950がある。
- (8) 鈴木みな子「セツルメントの今日的意義—社会福祉施設運営のあり方をセツルメントの歴史から考察する—」浦和論叢 45 2011 17-39
- (9) 「興望館歴史関連資料(含、吉見静江資料)」青紙ファイル 興望館資料室所蔵
- (10) 瀬川和雄『吉見静江 シリーズ福祉に生きる』大空社 2001
- (11) 瀬川和雄編著『興望館セツルメントと吉見静江 その実践活動と時代背景』社会福祉法人興望館 2000
- (12) 副島ハマ「回想 保育内容の基礎づくり」岡田正章, 久保いと, 坂元彦太郎, 宍戸健夫, 鈴木政次郎, 森上史朗編著『戦後保育史1』フレーベル館 1980
- (13) 副島 前掲
- (14) 寺脇隆夫『続児童福祉法成立資料集成』ドメス出版 1996 所収
- (15) 瀬川和雄編著『激動のなかで 混乱期に於ける日本人理事による理事会記録 昭和16年4月～昭和27年3月』社会福祉法人興望館 2007
- (16) 家庭との連絡について「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育方針、栄養状況等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。」(56条)と言及している。吉見課長のセツルメント事業での背景を踏まえると興味深い内容といえる。
- (17) 「保育日誌」昭和4年度 興望館資料室所蔵
- (18) 吉見静江によれば、私設による「文化教育的社会事業」の意である。：吉見静江「アメリカの社会事業」コロムビア大学同窓会編『これがアメリカ』ジープ社 1950
- (19) 「終戦直後 社会事業をめぐる社会状況」(含む「委嘱書」)ボックス 興望館所蔵資料
- (20) 田澤薫「保育所における「育ち」の支援：戦前期における託児所の基準を手がかりとして」聖学院大学論叢 26(2) 2014 189-200
こうして考えると、吉見静江がなぜ「保育課」長なのかを検討することで、占領期における厚生行政における保育理解が整理される可能性があると考えられる。これについては今後の課題としたい。
- (21) 「パンフレット ちらし(日付未詳)」青ポケットファイル 1930年頃 興望館資料室所蔵
- (22) 瀬川和雄編著『北米・カナダ諸教会派遣 婦人宣教師達の足跡 1935～1940 付 戦前期児童保護関係資料』社会福祉法人興望館 2004
- (23) 藤野泉「セツルメントの役割の移りかわり」『興望館セツルメント七五年の歴史』社会福祉法人興望館 pp. 158-159
- (24) 1941年9月18日理事会記録「理事会議事録 昭和16～27」興望館資料室所蔵
- (25) 1941年7月10日理事会記録「理事会議事録 昭和16～27」興望館資料室所蔵
- (26) 1941年11月13日理事会記録「理事会議事録 昭和16～27」興望館資料室所蔵
- (27) 「保育所の生活指導」という吉見の保育論形成に興望館の保育が影響しないとは考えにくい。ただし、興望館所蔵資料の限界もあり、未確認領域はなお多い。すなわち、興望館資料室は、現在、丁寧な資料確認と整理に取り組んでいるさなかにあり今後の資料発掘にも大いに期待が寄せられるが、現在所蔵されている戦前の「保育日誌」は1929年度、1944～1945年度の一部、「日誌」は1930年9月～12月、「理事会記録」は1941年度～と、事業年度を網羅するものではない。また、吉見静江の個人的文書はなく、興望館の保育と吉見の考え方の関連性を論証することは困難である。
- (28) 興望館創立75周年記念誌編集委員会 前掲
- (29) 「保育日誌 昭和4年～」興望館資料室所蔵

- (30) 「草光澄子：78周年創立記念祝会に寄せて」1997.5.1：興望館資料室所蔵
- (31) 前掲

Shizue Yoshimi at the Kobo-kan Settlement : Considerations about the Childcare of the Kobo-kan Settlement

Kaoru TAZAWA

Abstract

Shizue Yoshimi became the first section manager of the nursery section in the Ministry of Health and Welfare children bureau. In the 12 years she worked on enforcing the Child Welfare Law, she always demonstrated leadership and conducted the affairs of the nursery school system concretely.

Shizue Yoshimi was the key person in childcare administration. She worked for the Kobo-kan as a director before being employed at the Ministry of Health and Welfare. She did not interfere in contents of childcare while with the Kobo-kan or the Ministry of Health and Welfare. She also respected the independence of social workers with regard to using any technique in their work and supported a childcare family.

Key words: Shizue Yoshimi the Kobo-kan Settlement, the Child Welfare Law, Ministry of Health and Welfare Children Bureau, Nursery School